

令和7年度事業計画（案）

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月31日

（はじめに）

令和7年度は、世界的な経済不安や供給網の乱れ、エネルギー問題、AI技術の進展等、従来の価値観にとらわれず時代の流れを見据えた対応が必須となります。政府は、原料価格の高騰等による物価高に対応するため、賃上げを最重点施策と位置付けておりますが、我々社労士の顧問先の多くである中小企業・小規模事業者は、価格転嫁がなかなか進まない中で、厳しい経営が続いています。

県会は、政治・経済・社会情勢のすべてにおいて更なる変革がなされることを念頭に、会員が新たな視点で事業主、労働者双方に対してその社会的使命を果たすべく、事業を展開して参ります。

今年度は、次の重点課題を基に事業計画を立案致しました。会員の皆様にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 行政手続きのデジタル化への対応について

電子申請を始めとした行政機関等のデジタル化への対応を推進します。また、セキュリティ対策の推進に係る事業を検討し、実施します。社会保険労務士個人情報保護事務所認証（SRP II）についても、セキュリティ面の強化の一環として引き続き取得を促進します。

2. 倫理関係について

過年度の倫理研修未受講者に対して倫理研修を受講するよう通知し、倫理研修未受講者の減少に努めます。また、各種会議や定時総会時、研修会の開催時等に倫理綱領の確認を行うなどにより、助成金不正受給への関与等の不適切な業務に関わらないよう意識づけを行います。

3. 研修について

中地協主催、中地協構成会主催・各支部主催の研修を動画配信等により共有し、また、法改正に関する連合会企画の厚生労働省による研修動画を周知する等会員の皆様が以前より多くの受講機会を得るようにします。もって、法改正に対応する知識や多方面にわたる専門能力の向上を図ります。

4. 業務開発について

政治連盟・各支部と連携しつつ、昨年度から進めている県下市町との連携協定の締結を拡げ、静岡県及び各市町の指定管理者に対する労働条件審査や民間企業主導型保育施設の労務監査等について、普及促進に向けた調査、検討等を実施します。また、働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）についても実施します。

5. 広報関係について

リニューアルしたホームページの会員への周知、利活用を図ります。大学への寄付講座等の社会貢献事業をはじめ、社会保険労務士制度の国民に対する周知活動、会員サービスの視点に立った効果的な事業を検討し、実施します。また、令和10年に社労士制度創設60周年を迎えるにあたり、記念事業等の検討を行います。

6. 県会組織及び業務の機能強化について

昨年度「県会あるべき姿プロジェクト」及び「事務局働きがいプロジェクト」から報告頂いた内容に基づき具体化への検討を続け、男女共同参画を推進する立場であることも念頭に、県会

組織の在り方や事業、事務局体制、会員個々の専門能力向上に資するよう活動します。また、中長期的視点で、支部を含めた県会の事業実施における収支状況を精査するとともに、社会経済情勢、今後の会員数推計も踏まえた検証を行い、会費のあり方について検討を進めます。さらに、県会及び支部組織が持続可能であり続けるため理事数等のあり方について検討を進めます。

7. 行政機関及び関係団体との交流について

静岡県社会保険労務士政治連盟との連携を強化し、静岡労働局ほか関係団体と意見交換会等を開催します。なお、神奈川県会との意見交換会は引き続き実施し、他の隣接県へ開催の打診を行います。

1. 各委員会及び部会

(1) 総務委員会

本会の効率的な組織運営、適正な財務管理及び友好的な懇親行事を実施するため、総務・財務・厚生各部会の円滑な運営を図り、意見総括を行う。

① 総務部会

イ. 会則・規程等の見直しを行う。

- ・会の実態に合わせた諸規程の見直し
- ・法改正に伴う諸規程の見直し

ロ. 諸規程集の更新管理を行う。また、県会ホームページの会員ページへ最新版が公開されているか確認の徹底を図る。

② 財務部会

イ. 適正な予算編成とその執行状況について精査する。

ロ. 会費の納付状況を確認し、滞納者については会費滞納者対応マニュアルに則って対応する。

③ 厚生部会

イ. ボウリング大会、グラウンドゴルフ大会は令和6年度と同様に実施予定。

- ・第28回ボウリング大会

日 時 令和7年7月26日(土)

場 所 プラザアピア静岡

- ・第28回グラウンドゴルフ大会

日 時 令和7年11月8日(土) (予備日: 令和7年11月15日(土))

場 所 藤枝総合運動公園

ロ. 厚生事業担当者連絡会議

年間2回実施(8月・2月) 予定。令和8年度以降実施する新たな行事の検討を行う。

(2) 広報委員会

広報部会、デジタル部会及びホームページプロジェクトの活動を引き続きサポートする。

委員会単独としては以下の活動を行う。

イ. Webex、Google Meet 及び Chatwork の利用状況の確認、活用方法の提言、更新契約に向けての情報収集及び提供を行うとともに、現契約の内容の変更を検討する。

ロ. 連合会、中地協の関係会合への参加及び伝達を行う。

ハ. 労働・年金両相談センター及びADRセンターと連携して周知・広報活動を実施する。

① デジタル部会

イ. 会員にデジタル化の研修や情報提供を実施し、業務効率化に資する事業を実施する。

- ・セキュリティ関連の研修又は情報提供
- ・Google の様々なアプリ、システムを有効活用するための研修又は情報提供

ロ. ホームページプロジェクトの活動に参画する。

② 広報部会

- イ. 「会報しずおか」の円滑かつ適時な発行を実現すべく、掲載ルールを確立するとともに、掲載内容の充実を図る。
- ロ. 出前授業を行う学校をさらに増やすため、県内各高等学校、特別支援学校、関係機関への案内をきめ細かく実施する。案内チラシ作成・配付、PR動画制作等の検討を行う。
- ハ. 出前授業の講師における技術向上等を実現すべく、出前授業の講師研修会を実施する。
- ニ. 大学、専門学校等の学生みなさんに社会保険労務士の役割や魅力を知ってもらうとともに、今後の人生を描く上での気づき、学びに繋げていくための連携講座（寄付講座）を企画、検討する。その実施に向けて、調査、働きかけを行い、大学、専門学校等との相互協力協定を締結する。
- ホ. 大学での冠授業の実施に向けての調査を行い、次年度以降、県内大学等でのいくつかの連携講座（寄付講座）を足掛かりに、学生に向けた講義が実現できるように活動する。中長期的な広報部門のテーマとして社労士会が大学に講師を派遣し、学生が単位を取得できるまでの授業を持つことを目指す。
- ヘ. 総合労働相談センター及び年金相談センターが実施する無料相談会とADRセンターの広報活動を企画・実施する。
- ト. マスメディア、各種団体と連携し、プレスリリース等を実施することにより、県会、支部にて実施する各種イベントへの取材・掲載を依頼する。
- チ. 連合会・中地協と連携し、共用可能な広報素材やマスメディア、SNS等を活用して「社労士制度推進月間」（10月）、「社労士の日」（12月2日）に向けての広報活動を行う。

（3）業務委員会

- イ. 委員会運営細則別表に定める部会の所掌事項を遂行するため、次に掲げる各部会の計画を部会員及び業務委員が協力して実行する。
- ロ. 会員への相談員・講師に支給する報酬等について適切・妥当な内容となっているか調査、検討を行う。
- ハ. 労務監査及び労働条件審査事業を受託するための活動を行う。

① 能力開発部会

- イ. 以下の目標を達成するため、連合会による倫理研修会の実施補助、及び新入会員指導研修会の企画実施をするほか、支部から共有された研修の中から特別研修会並びに必須研修会への指定選考を実施する。
 - ・国民のニーズ、企業の要請に柔軟に答えられるようにするために、社労士業務に役立つ広範な知識の習得。
 - ・業務に関連する最新の法改正情報を得ることにより業務への対応能力並びに顧客サービスの向上を図ること、及び労働関連法規に関する深い知識、周辺法規の基礎知識を身につけることにより社会保険労務士としての資質を高める。
 - ・会員の品位保持及び職業倫理の向上を図る。
 - ・新たに本会に入会した者が業務を遂行するうえで必要な知識の習得、及び当該会員同士の交流を図る。
- ロ. 部会と県下8支部の研修担当者の意見交換の場を設け、情報共有並びに指定研修の選考を実施する。
- ハ. 中部地域協議会研修事業合同委員会を通じて各県会と連携を図り、必要な場合には県会の研修動画の共有・提供に努める。

ニ. 受託事業の開発を促進するため、以下の事業を行う。

- ・ 会員の職域拡大並びに資質向上に資する受託事業の検討を行う。
- ・ 受託業務を遂行するための専門家チームメンバーの募集及び編成を行う。
- ・ 専門チームの資質向上のための研修、勉強会の実施もしくは実施の補助をする。
- ・ 県内の自治体、行政機関等からの令和８年度事業受託を目指す各種活動を行う。
- ・ 働き方改革事業（連合会が一括入札）について企画立案を行う。

（４）非常時災害対策委員会

- イ. 静岡県災害対策士業連絡会との連携強化のための協力をする。
- ロ. 非常時災害対策委員会規程、非常時災害対策本部設置マニュアルの改訂を検討する。
- ハ. 非常時災害発生時の安否確認訓練を実施する。

（５）苦情処理調整委員会

事務局に入った苦情に迅速に対応する。

（６）綱紀委員会

会長の諮問に応じて会員の処分等にかかる事項について、調査、審議と答申を行う。

（７）業務監察委員会

会長の諮問に応じて調査審議と答申を行う。また、各委員は社会保険労務士の職業倫理を高めるように自己研鑽に努め、会長からの答申に備える。

（８）総合労働相談センター

- イ. 他士業合同労働相談会に労働相談員を派遣する。
- ロ. 随時企画相談会を東部及び西部地区にて実施する。
- ハ. 定例相談会（毎週金曜日）を実施する。
- ニ. 労働相談員研修会を複数回実施し、スキルアップをはかる。
- ホ. 県会及びＡＤＲセンターとの連携を強化し、企画相談会等の広報を行う。

（９）社労士会労働紛争解決センター静岡運営委員会

- イ. あっせん基礎又はあっせん実務研修会を開催する。
- ロ. あっせんを実施する。
- ハ. 広報部会と連携し、センターの広報を行う。
- ニ. 各種関係機関の連絡協議会等へ参加し、連携を図る。
- ホ. 県会及び総合労働相談センターと連携し、県内に幅広く広報を行う。

（１０）年金相談センター

- イ. 年金相談員の知識研鑽を目的とした研修を実施する。
- ロ. 隔週水曜日に年金相談員を配置し、行政協力によらない県会独自の年金相談会を行う。
- ハ. 医療機関や関係団体へ年金相談員を派遣する。
- ニ. 一般向け年金セミナーを実施する。

2. 業務の改善・資質・能力の向上

(1) 倫理規程の遵守

各種会合、研修会等の機会において倫理綱領・会則・諸規程を遵守するよう周知する。

(2) 業務知識の涵養

社会保険労務士業務の知識とADRについての能力向上のため、各種研修会の内容充実と参加者の拡大に努める。

(3) 社会保険労務士電子証明書等の取得推進

セコム認証サービス「セコムパスポート for G-ID 社会保険労務士電子証明書」及び「G ビズID」への登録・申請の拡大増加に努める。

(4) 業務侵害への対応

社会保険労務士業務の侵害防止について、早期の情報入手に努める。また、社会保険労務士と事務所従事者にネームプレートの着用徹底を図る。

(5) 専門部会への支援・援助

社会保険労務士業務の専門性を高めるため、自主的に活動している人事労務、安全衛生、年金、特定社労士の4専門部会の活動を支援・援助する。

3. 全国社会保険労務士会連合会に関する事業

(1) 社会保険労務士試験事業への協力

令和7年8月に行われる第57回社会保険労務士試験受験者へ受験案内配布等の協力をする。

- ・令和7年4月 試験公示・受験案内配布
- ・令和7年5月 受験申し込み受付に伴う説明・助言等

(2) 「特定社会保険労務士」の特別研修と試験実施の受験案内配布等の協力

(3) 街角の年金相談センター事業の受託への協力

全国社会保険労務士会連合会が日本年金機構から受託する静岡と沼津の「街角の年金相談センター」及び「街角の年金相談センター浜松（オフィス）」の業務運営を引き続き行う。

(4) 企業主導型保育施設への労務監査事業の受託への協力

全国社会保険労務士会連合会が受託した企業主導型保育施設の労務監査事業に協力する。

(5) 働き方改革に関する事業

① 医師の働き方改革推進事業への協力

医療機関勤務環境評価センターに、サーベイヤーと審査部会委員を推薦する。

② 働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）への協力

全国社会保険労務士会連合会が受託した働き方改革推進支援事業に協力する。

(6) ビジネスと人権に関する事業

社労士の役割研修上級者編の参加者募集に協力する。

(7) 中部地域協議会関係

- イ. 会長会・定例会の開催に協力する。
- ロ. 労務管理研修会の参加者募集に協力する。
- ハ. 東海4県特別研修会の参加者募集に協力する。

4. 日本年金機構からの受託業務

年金事務所等における指定年金相談窓口等を運営する。

5. 行政等への協力・連絡・その他対外活動

静岡労働局、日本年金機構、全国健康保険協会及び静岡県等と連携を密にし、円滑な業務の推進を図る。

(1) 静岡労働局関係

- イ. 法改正等について会員へ周知する。
- ロ. 労働保険年度更新業務に協力する。
- ハ. 労働保険の適用を促進する。
- ニ. 静岡労働局の要請に基づき会員を推薦する。
 - ・労働関係紛争担当参与
 - ・静岡紛争調整委員会委員
 - ・家内労働安全衛生指導員
 - ・静岡県最低賃金審議会委員
 - ・静岡地方労働審議会委員
 - ・労働基準部、職業安定部、雇用環境・均等室へのアドバイザー等
 - ・ハローワークにおける雇用保険・年金等アドバイザー及び電子申請アドバイザー
- ホ. 静岡労働局と意見交換会を開催する。

(2) 日本年金機構関係

- イ. 健康保険及び厚生年金保険未適用事業所へ適用促進を行う。
- ロ. 法改正等について会員へ周知する。
- ハ. 各種届出の申請に対する指導を行う。
- ニ. 地域年金事業運営調整会議委員を推薦する。
- ホ. 代表年金事務所との2者会議を行う。

(3) 全国健康保険協会関係

- イ. 法改正等について会員へ周知する。
- ロ. 各種届出の申請に対する指導を行う。

(4) 静岡県関係

静岡県からの要請に基づき、会員を推薦する。

- ・ 中小企業労働施策アドバイザー（経済産業部）
- ・ 労働法セミナー講師（経済産業部）
- ・ しずおか男女共同参画推進会議全体会委員及び部会委員（くらし・環境部）
- ・ ふじのくに医療勤務環境改善支援センター運営協議会委員（地域医療課）
- ・ 医療労務アドバイザー（地域医療課）
- ・ 静岡県との間で包括協定及び大規模災害時支援協定の締結を目指す。

(5) 県内各市町関係

県内各市町との間で包括協定及び大規模災害時支援協定の締結を促進する。

(6) その他

- イ. 静岡地方裁判所からの要請に基づき、委員の推薦等の協力をする。
- ロ. 自治体等からの要請に基づき、委員の推薦等の協力をする。
- ハ. 静岡県土業種連絡、静岡県専門事業者団体連絡協議会、その他関係団体の会議に出席等の協力をする。
- ニ. 連合静岡と連絡協議会を行う等の連携を図る。
- ホ. 第6回 神奈川会・静岡会連絡交流会を開催する。
- ヘ. 静岡SR経営労務センターの活動を支援する。
- ト. 政官庁等の行う大会、シンポジウムへ参加する。